

JACO NEWS

株式会社 ジェイコ 日本環境認証機構(JACO)
Japan Audit and Certification Organization
for Environment and Quality

No. 33

2017 October

NEWS
&
REPORT

Close-up—EMS・QMS移行審査の状況

1—食品安全の世界的潮流

2—ISMSにおけるリスクと機会及び計画策定のポイント(1/2)



2017年10月発行

編集・発行

株式会社日本環境認証機構
〒107-0052
東京都港区赤坂2-2-19
アドレスビル
TEL 03-5572-1721
FAX 03-5572-1730

CONTENTS

▶ご挨拶 学び合う	3
株式会社 日本環境認証機構 代表取締役社長 立上 和男	
<hr/>	
▶Close-up NEWS & REPORT EMS・QMS移行審査の状況	4
研修事業部 部長 三浦 和行	
<hr/>	
▶NEWS & REPORT	
① 食品安全の世界的潮流	6
審査本部 食品安全審査センター センター長 石岡 義之	
② ISMSにおけるリスクと機会及び 計画策定のポイント(1/2)	8
ISビジネスユニット 参事 山口 元之	
<hr/>	
▶CUSTOMER VOICE	
① ISO 14001:2015 移行への取り組み	11
伊藤電機株式会社 ISO事務局 久保 盛 様	
② 相村建設におけるISOの存在意義	12
相村建設株式会社 執行役員 総務部長 松矢 博孝 様	
③ 環境/品質統合マネジメントシステムの 有効活用について	13
株式会社省栄プリント製作所 取締役常務 兼 工場長 佐藤 豊 様	
<hr/>	
▶JACO SEMINAR	
2017年 下期スケジュール	14
JACO 出張セミナーのご案内	15

表紙▶伝統のつるし雛



ISビジネスユニット 参事
上田 哲也

福島県喜多方市の「ひなミュージアム」(三十八間蔵)で撮影した「つるし雛」です。毎年2月から3月にかけて、たくさんの雛人形とともにこの見事な伝統工芸が飾られます。始まりは江戸時代からと言われ、高価な雛人形に代わってこのような「つるし雛」を飾り、子供の健康と幸せを願ったそうです。雪深い会津の人たちの春を心待ちに思う気持ちが、この伝統工芸に結実しています。(協力:会津喜多方商工会議所)

■表紙の写真は、(株)日本環境認証機構グループ各社社員の写真愛好家による投稿写真から作品を選んで掲載いたしました。

学び合う

わか
 少くして学ばば、壮にして為す有り
 壮にして学ばば、老ゆとも衰へず
 老いて学ばば、死すとも朽ちず
 (三学戒 佐藤一齋『言志四録』より)

2015年版への移行も佳境にさしかかってきました。今回の改訂はマネジメントシステムのさらなる向上に向けた改訂ですので、その真髓を最大限に活かしていきたいと思えます。

ISO規格はご存知のように5年ごとに見直しがあります。これは5年間運用しながらその課題を明らかにし、さらなる改善に結びつけるための仕組みです。ただ5年間の運用後に検討するのではなく、ISO規格が発行された時から次なる改善に着手するためのPDCAがスタートしているのです。

その検討においては各国・各立場の代表者が問題点や改善点をお互いに抽出し、非常に多くの意見がある一定方向に収斂させていく息の長いプロセスを経ております。

そのプロセスにおいて参加メンバーの深いコミュニケーションにより、お互いに新たな発見をし、相手を理解し、時には激論も行い着地点を模索して目指す姿に到達していきます。これは正に「学び合う組織」と言えます。

一方、わたしたち認証機関も組織様の審査をさせていただいている中で、規格の解釈や「是正要」「改善の機会」などについていかに組織様にとって分かりやすくお伝えすべきか悩むところが多々あります。審査員会議などを通じて、お互いに学び合いながら一定の方向性を出しています。

さらに、審査を通じて、組織様の考え方や良い事例、時には不適合事例などいろいろな事実遭遇します。それらは私たちの次なる糧となる一方、組織様も審査を通じて規格の考え方やベストプラクティスの事例など多くのことを学んでいただいていると思えます。

人は小さいころから「学び」の連続です。「学び」ながら成長し発達・発展していきます。

表記の「三学戒」と言うのは「学び」は若い時は当然として、人は老いるまで学び続けるべきだという考え方です。

ISOマネジメントシステムの導入を決めて立ち上げた時期は事務局を含め、皆さんでしっかり学ばれたことと思います。ただ、更新を何回も繰り返していくうちに慣れてきて「学び」が少なくなってきていることはないでしょうか？ 組織を取り巻く状況も世の中の変化とともに絶えず変化し、マネジメントシステムもそれに応じて改善すれば組織が衰えることはありません。

審査を通じて「学び」合うことは認証機関も組織様も次の時代への橋渡しをしていることを意味しています。認証を「学び」の場ではなく、認証マーク獲得のための場としたり、指摘事項がないことを目的としているならば非常にもったいないことです。

お互い「学び合う」ことで、自組織を「生成発展」させ次の時代に引き継いでいきましょう。



株式会社日本環境認証機構
代表取締役社長

立上 和男

EMS・QMS移行審査の状況



研修事業部 部長 三浦 和行

はじめに

ISO 14001:2015 (EMS) 及び ISO 9001:2015 (QMS) が発行されて、早くも2年が過ぎました。移行期限 (2018/9/14) まで1年を切り、組織の移行対応も本格化している状況と思います。

今回、直近までの移行審査での指摘事項を分析しましたので、今から移行をされる組織様は再チェックのご参考に、既に移行済みの組織様はさらなるマネジメントシステムの改善のヒントにつながればと思います。

2015年度版規格移行審査の指摘傾向について

直近までの移行審査での指摘件数を各規格の箇条番号別に分類したものを、EMS、QMSそれぞれ図1及び図2に示します。

EMSで指摘が多かったのは、箇条4.1/4.2 組織及びその状況の理解/利害関係者のニーズ及び期待の理解、箇条6.1 リスク及び機会への取り組み、箇条7.2 力量、箇条8.1 運用の計画及び管理、及び箇条9.3 マネジメントレビューとなっております。特に箇条4.1、4.2、6.1は2015年版規格で新たに追加による影響が大きくなっています。

QMSで指摘が多かったのは、箇条4では4.1/4.2に加え、箇条4.4 品質マネジメントシステム及びそのプロセス、箇条6では、6.1に加え箇

条6.2 品質目標を及びそれを達成するための計画策定、箇条7.2力量、箇条9.2 内部監査、及び箇条10.2 不適合及び是正処置となっております。やはりEMS同様箇条4.1、4.2、6.1は2015年版規格による新たに追加された影響が大きいですと言えます。

主な箇条別指摘事項

EMS・QMS共に指摘件数が多かった箇条の一つに、2015年版で新たに導入された

箇条4.1 組織及びその状況の理解

箇条4.2 利害関係者のニーズ及び

期待の理解が挙げられます。

主な指摘内容は、外部及び内部の課題を決定しなければ(明確にしなければ)ならないと規定されている部分に関連した、考慮不足・課題をとらえる視点・さらにはその決定プロセス、及び利害関係者のニーズ及び期待に対する洗い出し不足が多く見受けられます。

図3に、2015年版規格における組織の状況の位置付けを示します。ここで注目していただきたいのは、箇条4.1組織及びその状況の理解と箇条4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解が、箇条6.1 リスク及び機会の決定のみならず、箇条4.3 適用範

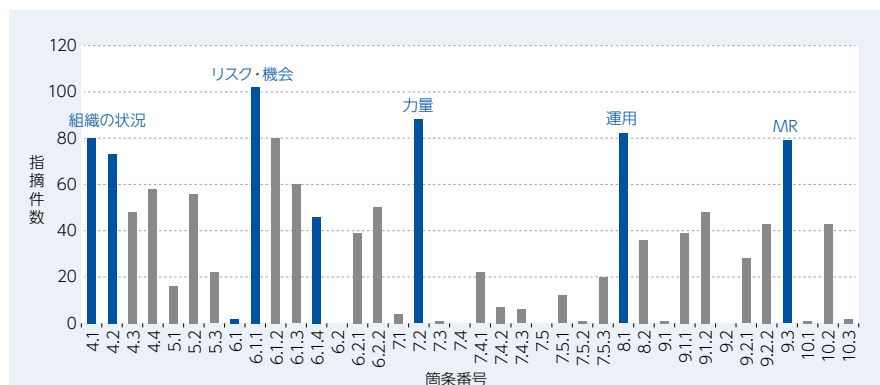


図1 2015年版規格移行審査の指摘傾向について (EMS)

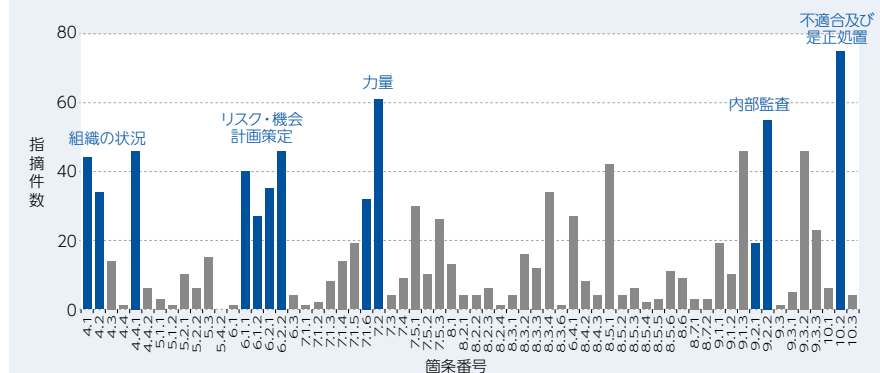


図2 2015年版規格移行審査の指摘傾向について (QMS)

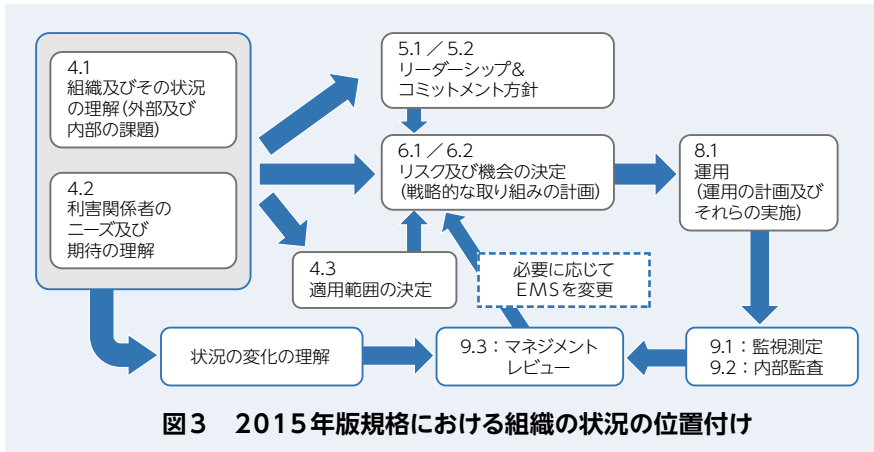


図3 2015年版規格における組織の状況の位置付け

囲の決定、及び簡条5.1 リーダーシップ及びコミットメントにおける重要な考慮事項になっています。さらに簡条9.3のマネジメントレビューにおいても、組織の状況の変化の理解はインプット事項であり、2015年版規格の全般に係る（マネジメントシステムを確立・実施・維持していく）前提条件であるといえることです。

次にEMS・QMS共に指摘件数が多かった簡条の一つに、やはり2015年版で新たに導入された

簡条6.1リスク及び機会への取り組みがあります。

主な指摘事項は、組織の状況からリスク及び機会への取り組みを経て目標展開までの繋がり部分です。2015年版規格では、組織の外部、内部の課題と利害関係者の要求事項を明確にした上で、これらを考慮して、リスク及び機会を決定し、次に決定したリスク及び機会への取り組みを計画する、と言った一連の流れを要求していますが、この流れに関連する部分の指摘が多くなっています。

多くの組織から、規格の流れで考えるのが分かりにくいと言った声が良く聞かれます。図4に組織の状況まで遡った新たな目標展開の考え方を示します。現状の目標から、規格のフローとは逆に辿り、現在の目標がそもそもどのような組織の状況を

踏まえて設定されたのかを考えることで、現状の品質・環境マネジメントシステムにおいて前提としている組織の状況を理解した上で、あらためて規格の求めるフローにしたがって、組織の状況の変化を把握し、異なる視点からの見直しを行うことで、新たなリスク・機会を想起し、より優先的な取り組みを要する目標や実施施策を創出することが可能となります。

その他、EMS・QMS共に指摘件数が多かった簡条として、

簡条7.2 力量があります。

主な指摘内容は、2015年版で力量対象業務の拡大部分があります。EMSですと、組織の「環境パフォーマンスに影響を与える業務」及び「順守義務を満たす組織の能力に影響を与える業務」に関する力量。QMSですと、「品質マネジメントシ

ステムのパフォーマンス及び有効性に影響を与える業務」に関する力量。この辺を漏れなく決定する必要があります。

EMS単独で指摘が多かった簡条及び指摘事項として

簡条 8.1 運用 (EMS)

簡条 9.3 マネジメントレビュー (EMS) があります。ここでの指摘内容はそれぞれ、2015年度版で追加になった、ライフサイクルの視点・外部委託の管理または影響力の行使、及び考慮事項（インプット）とアウトプット項目の追加があげられます。

QMSで指摘が多かった簡条は

簡条 9.2 内部監査 (QMS)

簡条 10.2 不適合及び是正処置 (QMS) があります。両簡条とも、今回の改訂での修正部分が少ないこともあり、改訂に関連する指摘は多くありません。特に簡条10.2は、旧規格でも指摘が多い部分です。

おわりに

JACOでは、2015年版移行関連としてさまざまなセミナーを用意しております。これからも皆様が改訂規格へのスムーズな移行、ならびに、さらなる改善につながるよう、さらなるセミナーの強化してまいりますので、ぜひご活用願います。

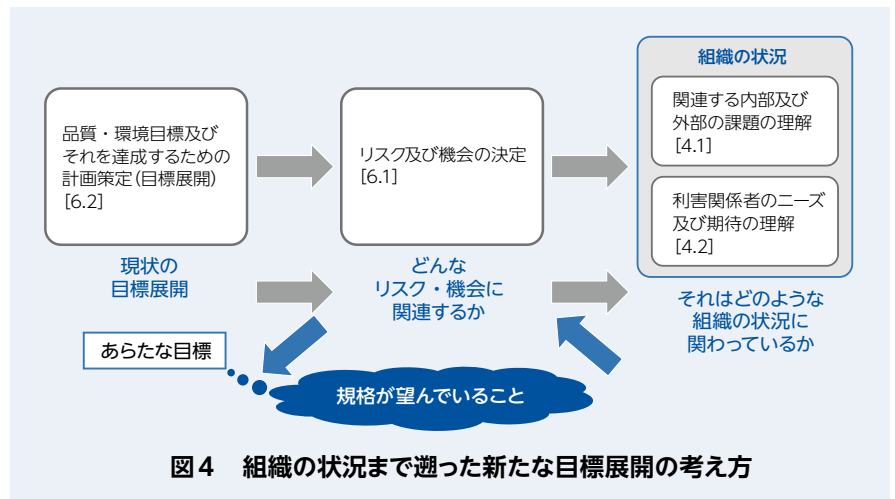


図4 組織の状況まで遡った新たな目標展開の考え方

食品安全の世界的潮流



審査本部 食品安全審査センター センター長 石岡 義之

日本国内では一般財団法人食品安全マネジメント協会が設立され、「日本初の食品安全規格・認証スキーム」のJFS-C規格の取組みが始まっています。

また、厚生労働省では「食品衛生管理の国際標準化に関する検討会」最終とりまとめなどに関する説明会（平成28年度HACCP普及推進中央連絡協議会）が平成29年1月30日（月）に行われ、その後HACCPの義務化に向けた動きが進んでいます。

海外では、米国食品医薬品局（FDA）は、2015年9月以降順次、食品安全強化法（FSMA）の最終規則をウェブサイトで公表しています。2016年9月19日から「人の食品と動物の食品（ペットフード/餌）Preventive Control for human food/animal food」に対する予防的コントロール103条規則が適用されています。

GFSIは、最新版ベンチマーキング要求事項 第7.1版を2017年4月に発行しており、FSSC 22000もVer4.1版を発行後、新たな対応に向けた取組みが行われています。

コーデックス委員会におけるHACCPガイドライン改訂も進んでおり、また、ISO 22000の規格改訂も2018年4月中旬に国際規格発行を予定した改訂作業が進んでいます。

このように日本国内及び海外において食品安全への取組みが変化してきている中、それぞれの主な動きから今後の食品安全の方向性を検討し

たいと思います。

日本国内の動き

■一般財団法人食品安全マネジメント協会

一般財団法人食品安全マネジメント協会は、平成28年1月8日に設立されました。

- (1) 食品関係事業者の食品安全、品質管理及び信頼確保の取組みを向上させること。
- (2) 食品安全管理の関わる取組みを標準化することにより、食品事業者の安全管理などに係るコストの最適化を図ること。
- (3) 食品事業者の取組みや食品の取り扱いの透明化を図り、関係事業者や消費者の選択や信頼に寄与すること。

現在、JFS-CスキームはGFSI申請を9月25日に実施する方向で手続きを行っています。

■HACCP

厚生労働省はホームページに食品13カテゴリの「食品製造におけるHACCP入門のための手引書」を掲載しています。HACCPの動向として現段階では日本国内でいつ義務化されるかは決まっていますが、2018年の通常国会に食品衛生法など関連法の改定案を提出する方針を取っています。

世界の動き

■GFSI

世界食品安全イニシアチブ(GFSI)

は、The Consumer Goods Forum (TCGF) 参加の食品安全の推進母体です。GFSIの発足は2000年5月で、小売業、製造業、食品サービス業、認定・認証機関、食品の安全に関する国際機関が参加し、以下の活動を行っています。

1. 食品の安全性に関するリスクを軽減するために、従来の食品安全マネジメント・スキーム間の収束と等価性を図ること
2. 業務の重複を軽減し、効率化することで、食品システム全体のコスト効率を高めること
3. 一貫した食品システムを築くため、食品安全の遂行能力を高めること
4. ステークホルダーに対して、コラボレーション、知識共有とネットワーク作りができるよう国際的な場を提供すること

GFSIでは、これらの活動の実施の場として、世界食品安全会議において最新の活動報告を行うとともに、毎年さまざまな地域でイベントを開催しています。

GFSIの承認スキームは次のスキームです。

BRC、CANADA GAP、FSSC 22000、Global Aquaculture Alliance、GLOBAL GAP、GRMS (Global Red Meat Standards)、IFS (International Featured Standard) 注1)、Primus GFS、SQF (Safe Quality Foods)

最近のGFSIにおける論議は、食

品偽装が主な議題の一つとして取り上げられており、GFSIガイダンス・ドキュメントは2017年4月には第7.1版が発行されました。

■ FSSC 22000

FSSC 22000は、ISO 22000にPRP規格であるISO 22002-1と追加要求事項を含めたスキーム構成となっています。FSSC 22000では、PRP詳細記述もあり、かつ、検証活動が強化された継続的改善がなされるマネジメントシステムスキームであり、マネジメントシステム認証規格であるISO 17021規格を採用しています。その他スキームのうち、一般食品加工製造を主に扱うスキームとしては、小売系のIFS FOOD Standard、BRC、SQFがあるが、その認証認定規格は製品・プロセス・サービス認証規格であるISO 17065を採用しています。

■ FSMA

食品安全強化法(FSMA)は、これまでHACCPが義務付けられていた水産物やジュースに加えて、FDA所管のほぼ全品目に対してHACCPを包含する、危害の未然予防管理を求める米国の法律です。70年ぶりの大幅な食品規則の見直しとなっており、規則適用を直前に控え、昨今、米国の動きも活発化しています。

これは米国内で消費される食品に適用されるため、日本からの輸出食品や、米国で現地生産されている食品は、新しい規制の枠組みに沿った対応が必要となってきます。

■ 規制の準備に当たってのポイント

2015年中に公表された最終規則については、同一施設同一行為に対して複数の規則がかかることが無い中、どの規則が適用されるかによって、企業の遵守事項が大きく異なるため、適用される規則を確認するこ

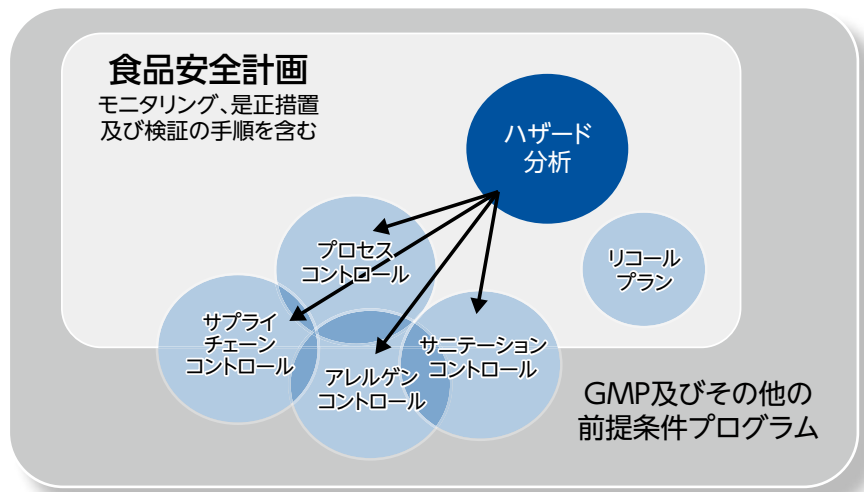


図 予防食品安全性システムの考え方 (FSMA)
Preventive Food Safety System

とが必要となります。

FSMA 103条「危害要因分析及びリスクに基づく予防管理措置の義務付け」の規則は、食品供給業者に対して、「食品安全計画」の策定を要求しています。

- ①登録施設の責任者は、当該登録施設が製造する食品などへの危害を評価し、その危害を防止するためのリスクに応じた予防的措置を特定し、実行しなければならない。また、その計画について文書化しなければならない
- ②危害分析(既知または合理的に予見可能な次の危害について分析): 生物学的、化学的、物理的、放射線、自然界の毒、農薬、薬物残留、腐敗、寄生虫、アレルゲンなど、経済的利益のための粗悪化を含む
- ③予防的管理措置(リスクに応じた措置で危害を最小限または防止する措置で、次のものを含む): 衛生管理、訓練、環境モニタリング、アレルゲン管理、リコールの対応計画、現行の適正製造規範(cGMP)、食の安全に関する供給者の検証
cGMPはFSMAを機に改訂されています。
適用対象施設にはcGMP(現行適

正製造規範) + HARPC (HACCPが含まれた食品安全システム)を要求しています。

HARPCでは、重大な危害要因を顕著に最少化あるいは予防される(significantly minimized or prevented: SMOP-ed)ことを保証するコントロールを特定し、実施することが求められ、工程のコントロール、食品のアレルゲン・コントロール、サプライチェーン・コントロール、リコール計画などが必要になります。

おわりに

現在GFSIは米国FDAと頻繁に会合をもっており、GFSIに承認されたFSSCなどの関連する規格もFSMAとのギャップ分析を行っています。このような状況により、今後の食品安全規格の動向はFSMAの影響を受けることが予想されます。

JACOでは、食品安全に係わる主任審査員は全員FSMA103条に対応したPCQI有資格者になるよう育成し、また、研修事業部セミナーもFSPCAによるPCQIコースを開設して最新情報の提供を行っています。ご不明な点がございましたらお気軽にご相談ください。

ISMSにおけるリスクと機会及び 計画策定のポイント (1/2)



ISビジネスユニット 参事 山口 元之

JACO NEWS No.31で、“組織の情報セキュリティに役立つリスクアセスメント解説”を掲載しましたが、新ISMS規格では計画策定について、リスクアセスメント/リスク対応計画以外に、リスクと機会に対処する活動や目的達成計画の要求が付け加えられています。これらを踏まえてISMS計画策定の全体像を明確にする必要があります。

1. JIS Q 27001 6 計画 の概要

6.1 リスクと機会に対処する活動

6.1.1 一般では、内外の課題（利害関係者要求を含む）についてリスクと機会を決定し、「リスクと機会に対処する活動計画」を要求している。

6.1.2と6.1.3では情報セキュリティリスクアセスメントから「情報セキュリティリスク対応計画」を要求している。

6.2では情報セキュリティ目的の設定と「情報セキュリティ目的を達成するための計画」を要求している。

新しいISMS規格であるJIS Q 27001:2014（以後JIS Q 27001と記述する）では“計画”について、上記の“3種類の計画”作成を要求しています。この“3種類の計画”の関係を理解し、組織のISMS活動において実効性の高い計画策定に結びつけることが必要です。このために、JIS Q 27001、JIS Q 27001解説、JIS Q 31000などを参考に、リスクと機会への対処と計画策定について、規格要求の趣旨を理解し、組織におけるISMS計画の充実を目的にしてポイントを解説いたします。

2. JIS Q 27001解説には“計画”について 次の解説があり、非常に有意義な内容です。

4 規定項目の内容及び/または主な改正点

4.8 計画（箇条6）

ISMSを計画するときに、まず、4.1の課題及び4.2の要求事項を考慮して、リスクと機会を決定することを要求している。具体的には、まず、リスクの定義が“目

的に対する不確かさの影響”に変更になった。この場合の“目的”は“情報セキュリティ目的”として設定したものである。したがって、情報セキュリティリスクアセスメント及び情報セキュリティリスク対応は、“情報セキュリティ目的”に対して実施することを要求している。

情報セキュリティリスクアセスメントにおいては、旧規格における、資産及び資産の管理責任者、脅威、ならびに脆弱性の特定の代わりに、ISMS適用範囲において、情報の機密性、完全性及び可用性の喪失に伴うリスクを特定すること、すなわち、情報セキュリティ目的に対する不確かさの影響をアセスメントすること、及びリスク所有者を特定することが、要求事項になった。

〈途中省略〉

トップマネジメントが確立する情報セキュリティ目的に加えて、組織が関連する部門及び階層において、情報セキュリティ目的を確立することを要求し、また、情報セキュリティ目的が満たすべき事項及び情報セキュリティ目的をどのように達成するかについて組織が決定すべき事項を規定した。

〈以後省略〉

この解説はJIS Q 27001要求事項の本質と方向性を明確に示しています。その内容を箇条に整理してみます。

- ①4.1の内外の課題及び4.2の利害関係者要求を考慮してリスクと機会を決定すること。
- ②リスクが“目的に対する不確かさの影響”と定義されたこと。
- ③“目的”は“情報セキュリティ目的”として設定したものであり、情報セキュリティリスクアセスメント及び情報セキュリティリスク対応は“情報セキュリティ目的”に対して実施すること。情報セキュリティリスクアセスメントは、リスクの定義から“情報セキュリティ目的に対する不確かさの影響をアセスメントする”こと。
- ④情報セキュリティリスクアセスメントにおいて、資産及び資産の管理責任者、脅威、ならびに脆弱性の特定

の代わりに、情報の機密性、完全性及び可用性の喪失に伴うリスクを特定すること。

- ⑤ トップマネジメントが確立する情報セキュリティ目的に加えて、関連する部門及び階層において、情報セキュリティ目的を確立することが要求されること。
- ⑥ 情報セキュリティ目的が満たすべき事項及び情報セキュリティ目的をどのように達成するかについて組織が決定すること。

要約すると、内外の課題や利害関係者要求から情報セキュリティ目的に対するリスクと機会を決定し、情報セキュリティ目的に対するリスクアセスメント及びリスク対応を行い、情報セキュリティ目的を確立し情報セキュリティ目的をどのように達成するかを計画すること。

すべてが情報セキュリティ目的の一点に集約されていることが理解できます。

3. JIS Q 27001 6.1 リスクと機会に対処する活動 6.1.1 一般

6.1.1 一般

ISMSの計画を策定するとき、組織は、4.1に規定する課題及び4.2に規定する要求事項を考慮し、次の事項のために対処する必要があるリスク及び機会を決定しなければならない。

- a) ISMSが、その意図した成果を達成できることを確実にする。
- b) 望ましくない影響を防止または低減する。
- c) 継続的改善を達成する。
組織は、次の事項を計画しなければならない。
- d) 上記によって決定したリスク及び機会に対処する活動
〈以下省略〉

内外の課題や利害関係者要求を考慮したリスクと機会の決定と対処する活動計画を要求しています。その中で参照されている4.1と4.2の内容について説明します。

4.1 組織及びその状況の理解

組織は、組織の目的に関連し、かつ、そのISMSの意図した成果を達成する組織の能力に影響を与える、外部及び内部の課題を決定しなければならない。

【注記】これらの課題の決定とは、JIS Q 31000:2010の5.3に記載されている組織の外部状況及び内部状況の確定のことを言う。

4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解

組織は次の事項を決定しなければならない。

- a) ISMSに関連する利害関係者
- b) その利害関係者の、情報セキュリティに関連する要求事項
〈注記省略〉

4.1はやや抽象的な内容ですので、その中で参照されているJIS Q 31000 5.3“組織の状況の確定”について具体的に検討します。

5.3.2 外部状況の確定

外部状況には、次の事項を含むことができる。ただし、これらに限らない。

- ▶ 国際、国内、地方または近隣地域を問わず、文化、社会、政治、法律、規制、金融、技術、経済、自然及び競争の環境
- ▶ 組織の目的に影響を与える主要な原動力及び傾向
- ▶ 外部ステークホルダー(2.1.3)との関係ならびに外部ステークホルダーの認知及び価値観

5.3.3 内部状況の確定

内部状況には、次の事項を含むことができる。ただし、これらに限らない。

- ▶ 統治、組織体制、役割及びアカウンタビリティ
- ▶ 方針、目的及びこれらを達成するために策定された戦略
- ▶ 資源及び知識として見た場合の能力(例えば、資本、時間、人員、プロセス、システム及び技術)
- ▶ 情報システム、情報の流れ及び意思決定プロセス
- ▶ 内部ステークホルダー(2.1.3)との関係ならびに内部ステークホルダーの認知及び価値観
- ▶ 組織の文化
- ▶ 組織が採択した規格、指針及びモデル
- ▶ 契約関係の形態及び範囲

JIS Q 31000 5.3“組織の状況の確定”では、社会や時代の変化に伴う事業環境の変化、競争の激化、資源や知識(資本、人員、技術など)の課題、情報システムやプロセスの課題など、組織や事業の運営に関する幅広い観点から課題の特定が要求されています。

4. リスクと機会についての考察

一般に、リスクはネガティブ、機会はポジティブと考

えられています。望ましくない影響の防止または通減はネガティブなリスクへの対応、意図した成果の達成や継続的改善はポジティブな機会への対応と考えられます。ただしリスクと機会は密接な関係にあり、この点について考察します。

(1) リスクと機会を検討する意義

特定した課題に対応する時には、直ちに課題への対応計画を策定するのではなく、課題に関するリスクと機会を十分に検討し特定してから、課題に対処する計画を策定することが要求されていると考えられます。

(2) リスクと機会が表裏の関係にあることの理解

ネガティブなリスクに対処することはポジティブな機会につながり、ポジティブな機会にもネガティブなリスクが存在する可能性があります。大きな投資や機会は大きな成果を期待されますが、一方で大きなリスクが存在することも考えられます。したがって、課題に取り組むときにはリスクと機会を分けて考えるのではなく、リスクと機会の両面を検討することが必要になります。

(3) リスクと機会への対処のスタートラインの違い

ネガティブなリスクへの対処と、さらに良くするための機会への対処では、スタートラインが異なることは、理解しておくことが必要です。

- ①ネガティブなリスクへの対応は従来のISMS活動の中心に位置づけられています。悪い影響を与える情報セキュリティ事象の防止と発生時の影響度軽減は、ISMSのリスクマネジメントの中心に位置づけられ、最大の課題であり目的になります。
- ②ポジティブな機会に対処する活動として、具体的には、情報通信システムの改善により業務処理の効率化や生産性の向上、情報を活用したサービス内容や製品の品質向上、時代や事業環境の変化への対応など、ポジティブで積極的な課題に関して機会を決定しますが、それに伴うリスクの存在についても検討を加え、本来業務の改善と業績向上に結びつけることが必要になります。
- ③さらにリスクを検討する場合、“変えるリスクと機会”と“変えないリスクと機会”を同時に検討することが重要になります。リスクを避けすぎると“リスクを取らないリスク”や“ゼロリスクのリスク”に結びつきかねません。変化に対処せず変わらないことは長期的に組織の衰退に結びつきかねません。

5. 情報セキュリティリスクアセスメント(6.1.2)

情報セキュリティリスクアセスメントについては、JACO NEWS No.31で詳細な解説を行っていますので、

参考にしてください。要約すると、想定される情報セキュリティリスク(事象)を特定し、特定した情報セキュリティリスクが実際に生じた場合に起こり得る結果(影響度)と現実的な起こり易さ(発生可能性)を評価し、リスク値の算出を要求している点が特徴です。

6. 情報セキュリティリスク対応(6.1.3)

情報セキュリティリスク対応は、付属書Aの管理策(セキュリティ対策)を基本にしています。付属書Aは主に想定される情報セキュリティリスク(事象)の発生を防止する、あるいは悪い影響を低減する観点で構成されています。リスク対応として管理策を特定し、選択した管理策の一覧である適用宣言書の作成が要求されています。この点から分かるように、主に想定される情報セキュリティリスク(事象)を対象にしたリスク対応であると言えます。

7. 一般(6.1.1)と情報セキュリティリスクアセスメントと情報セキュリティリスク対応(6.1.2/6.1.3)との関係

- ①6.1.1では組織を取り巻く内外の課題を踏まえたリスクと機会を特定し、それに対処する計画を策定することを要求しています。具体的には、事業環境の変化、競争の激化、資源や知識(資本、人員、技術など)の課題、情報システムやプロセスの課題など、組織や事業の運営に関する幅広い観点からの課題についてリスクと機会に対処することを目的にしています。この条項は共通マネジメントシステムを適用した部分であり、リスクの点数評価までは要求されていません。
 - ②一方、6.1.2/6.1.3では、発生が想定される具体的な情報セキュリティリスク(事象)を対象にしたリスクアセスメントにより、リスク値の算定を行い、その結果により管理策を基本にしたリスク対応計画を策定することを要求しています。情報セキュリティリスク(事象)の発生防止と悪い影響の軽減を目的にしています。
 - ③上記から、6.1.1と6.1.2/6.1.3では、リスクの質が異なっていると判断できます。6.1.1で特定したリスクと機会を6.1.2のリスクアセスメントのインプットにすることも考えられますが、リスクの質が異なり、対処方法も異なることから、別々にリスクと機会を検討し、両面からリスクと機会に対処することが有効と考えます。
- いずれにせよ、6.1.1と6.1.2/6.1.3が、最終的に6.2 情報セキュリティ目的及びそれを達成するための計画策定に結びついていることが最も重要なポイントであると考えます。(次号へ続く)

ISO 14001:2015 移行への取り組み

ISO 事務局 久保 盛 様



会社紹介

弊社は設立が昭和32年6月1日今年で60周年を迎えました。半導体販売、電子部品販売、EMS/基板実装受託の商社です。年商は、連結で約120億円、従業員は約100名です。

国内拠点は、名古屋市にある本社のほか、豊橋営業所、金沢営業所、群馬県の関東営業所があり、お客様により近いところでサポートさせていただいております。

金沢営業所は今年4月に新社屋が完成し移転しました。全館LED照明、屋上には太陽光発電パネルを設置しました。海外拠点は、香港、上海、シンセン、タイ、インド、メキシコ、アメリカへ、展開しています。



4月オープンの新金沢営業所

マネジメントシステムの取り組み

2004年の2月にEMSをスタートさせ、8月に認証を取得いたしました。今年の6月には一年次サーベイランス並びに移行審査を受審し認証をいただきました。

2014年にはJACO様より10年継続賞を頂きました。

弊社の活動の中心は環境委員会です。これは部門長を中心にして環境に



サーベイランス風景

関する審議機関として設けました。毎月1回のペースで開催し、目標達成状況、内部監査、外部審査の指摘事項、マネジメントレビューのフォロー等行っています。

2015年規格移行への取り組み

移行の準備を進める中で、中部地区交流会へのお誘いを頂きました。岡崎通運株式会社様、マックスバリュ中部株式会社様、ユニー株式会社様、と弊社の4社が参加して行われました。2016年9月から月1回のミーティングを経て、今年の3月3日、発表会を行いました。交流会を通じてのISOへの取り組み方、考え方の意見交換は弊社にとって大変参考になるものでした。

規格の要求事項にどのように対応すべきか悩みましたが、「ISOの為に仕組みを作る必要は無い」「2015規格にあわせようとするから、どうしてよいかわからなくなってしまう」「現状でも、できていることは100点ではないにしろたくさんある」と考えることにより大きく前進できました。

環境＝本業ということに社内の理解を得るには時間がかかりそうです。2015年規格を実施していく中で、理

解を深めていくしかないと思います。

今回の移行の狙いを、①管理職を含めた参画意識向上へつなげる ②内部監査のレベルアップを図るに絞りました。本業、本業と焦らないで、一歩ずつです。

各部の部長にも「部の目標に対しての説明責任を果たしてください」「内部監査にも参加してください」とお願いしました。内部監査員への移行教育が自前で出来、内部監査員の2015年対応認定者45名に新たに27名の内部監査員を認定しました。内部監査員は72名を数えます。

内部監査員の力量アップまた社員の理解がさらに進むことを目指して、今年も11月に、社員教育を実施します。

今後の課題

◎環境目標の本業へのシフトをさらに進めること

◎社員参画意識の向上を図ること

写真は弊社本社の屋上庭園です。季節感あふれる庭園で年間を通して、花が咲き、季節の変化を身近に感じることが出来ます。この屋上庭園を通じて、環境意識、生物多様性への思いが少しでも、広げることができればよいと思っています。



本社屋上庭園

相村建設におけるISOの存在意義

執行役員 総務部長

管理責任者 (品質・環境・労働安全衛生)

松矢 博孝 様



会社紹介

弊社は1971年に新潟県上越市内で創業し、今年で47年目を迎える総合建設会社です。主な事業は土木、港湾、建築の3つです。ISOの認証取得は上越市内の建設業の中で最も早く(1998年8月)、地元から「ISO認証取得企業の第一人者」として注目されて参りました。それが故に、弊社にはISO即ちマネジメントシステムによる経営の有効性を立証する責任があると自負しております。また地域とのつながりにおいては、地元の小学校への挨拶実習等ユニークな活動を行っております。

ISOの認証経過

1998年にISO 9001を他の審査機関で認証取得し、2年後の2000年にISO 14001をJACOさんで認証取得し、2002年にはISO 9001と同じ審査機関でOHSAS 18001を取得しました。3つのシステムを運用



当社保有船の乗組員

■経営理念

環境の相村 → E企業【Environmental Enterprise】

私たちは

- 地域の自然環境
- 業界の社会環境
- 会社の経営環境
- 社員の生活環境

の向上を第一に考え行動していきます

する上で複数の審査機関の認証であったため、統一が図れない煩雑さと3冊のマニュアルで運用しづらいとの声から審査機関の1本化を検討しました。その結果3システムを1つに統合した統合マネジメントシステムとして再構築し、2004年にJACOさんで審査・認証を受け統合マネジメントシステムとして現在に至っております。また新規格のISO 9001:2015、ISO 14001:2015も審査・認証(平成29年6月16日)を受けました。

相村建設におけるISOの存在意義

現段階では、「ISOは弊社を動かしている存在そのもの」とであると言って過言ではありません。最初の認証取得から現在までの取り組みは、このための取り組みでした。今後も「会社をより良く動かす存在」を目指して参ります。会社経営が会社の理念を実現することを目的としているならば、会社を動かすISOは会社の経営理念を実現する手段となるでしょう。弊社ではこれを「ISOは経営理念を実現する道具である」と表現しております。

リスク及び機会の手法による経営課題の整理

2015年版への移行によって、組織

の問題点が明確にできると感じていました。「この目標がうまくいかなかった。うまくいかなかった原因は〇〇なので、〇〇をさらに強化しよう。」といった分析は従来からも行っていました。今回の規格の改訂により多面的な分析がし易い環境が整備され、より深く問題点に取り組めるシステムになったことを実感しています。

ISOの実効性を立証する実例

※新潟労働局長賞受賞

(平成29年6月30日)

※北陸地方整備局長賞受賞

(平成29年7月20日)

※平成29年度工事成績優秀企業認定

(平成29年7月20日)

今後の取り組み

ISO 9001とISO 14001の2015年版の移行審査は終わりましたが、引き続きマネジメントシステムの見直しを図っていきたくと考えております。

また、OHSAS 18001の移行についても、今後ISO化が予定されており経営と一体化させるべく、業務内容と規格との整合を図りながら品質・環境・労働安全衛生のさらなる業務との一体化を目指していきたくと考えております。

環境/品質統合マネジメントシステムの有効活用について



取締役常務 兼 工場長 佐藤 豊 様

会社紹介

省栄プリントは、現在埼玉県所沢市に在り、プリント配線基板を製造している会社です。資本金1億円、従業員90名弱の小さな会社ですが、業界的には、中堅のプリント基板屋になります。1969年、現社長の伊藤省三が創立し、今年で48期を迎えています。



プリント基板

弊社の特徴は、創立時代から独自の工法でプリント基板を製造し、それはSPS工法、SES工法と、生み出しました。また、生産管理システムで業界初のポスシステムも採用し、これは現在も活用しております。

また営業戦略としては、多くのプリント基板屋さん、高密度のデジタル基板に注力する中、弊社では厚銅アナログ系基板をターゲットに商売を進めてまいりました。

現在では国内工場、約1万㎡/月の生産を行うと共に、中国に5社の協力会社を有し、お客様のニーズに沿ったプリント基板を提供できるシステムを構築しております。

ISO取得と転機

(リスクと機会・リスクの欠如)

ISOの取得は、2007年にISO 9001と14001を同時取得いたしました。これは、お客様の要望（特に14001）が強かったためですが、結果的に2007年当時から弊社では、統合マネジメントシステムを運用することにな

りました。

そんな折、現在の所沢に会社工場を移転する話が舞い込んできました。以前の工場よりも床面積が約2.5倍に広がり、希望と共に引越しを行いました。しかし、この大きな機会には大きなリスクも伴っていました。4M変更申請です。当時は、この工場移転を軽く考え、お客様に対して、『製造場所は変わりますが、そのまま引っ越しますので、品質に変化は有りません。』程度の内容を提出してしまっただけです。お客様は、当然了解せず許可を出すまで新規ストップになりました。

今まで築き上げたお客様との信頼関係が総崩れになってしまったのです。

ISOの有効活用

お客様の信頼を取り戻すため、会社としては品質・技術部の人事改革を行いました。そこで、『品質レベルの向上』と、『お客様への誠実な対応』を急激に進めたのです。

具体的なものは、①プリント基板外観レベルの向上 ②基板内部の品質保証 ③クレーム対応の向上（24時間対応） ④QCサークル活動での人材育成 ⑤環境改善。最後に、昨年2016年に⑥レジストインク及び塗布方法変更の4M変更申請です。今度の4M変更

申請は、リスクと機会を明確にし、十分な資料を準備し、スムーズに許可を頂き、より信頼性の高いプリント基板を提供できるようになりました。

成果

その結果、不良・社外クレームも約5分の1に減り、お客様の信頼を取り戻ただけでなく、現在では、新規のお客様も年に20社以上増えるまでになりました。

大きな失敗から、顧客目線で作られたISO規格を活用し、社内改革を行った結果、国内業界の厳しい中、一目置かれる会社になったと思います。

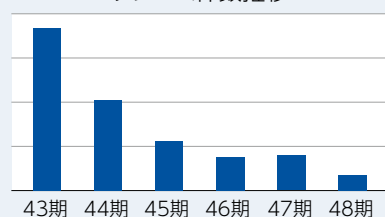
最後に

ISO 9001/14001 2015年版への移行も去年完了し、より一層お客様の意思、及び弊社を取り巻く関係者の意思が明確になりました。

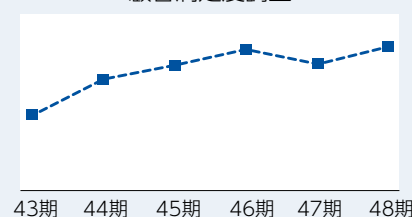
計画的な設備投資も出来るようになり、それに伴うリスクと機会も明確にし、二度と同じ過ちを起ささないシステムになってきたと感じています。

最後に、昨年には、モノづくり補助金制度が活用でき、今年は、中小企業庁の経営向上計画にも認定されたことも、弊社にとって大きな追い風になっています。

クレーム件数推移



顧客満足度調査



●…新規開設
★…改訂規格関連セミナー

2017年 下期スケジュール

2017年9月8日現在

コース	開催場所	開催日						
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	
環境マネジメントシステム	[CEAR承認] ISO 14001 環境審査員研修コース 5日	東京	6~10	4~8			5~9	
		大阪				5~9		
	[移行対応][CEAR承認] [CPD15時間相当] リフレッシュコース 1日	東京	14		9			
		大阪		11				
	[JATA公認] ISO 14001:2015 内部環境監査員養成コース 2日	東京	12~13 26~27	9~10 21~22	14~15 26~27	22~23 30~31	15~16 27~28	19~20
		大阪	19~20	20~21	14~15	11~12	19~20	22~23
		仙台					15~16	
		郡山		28~29				
		静岡			19~20			
		名古屋		16~17				
金沢		21~22						
福岡				18~19				
ISO 14001:2015 内部監査員のための改訂版差分研修セミナー	東京	11	13		24	20		
	大阪	30		19		2	12	
	福岡				1			
[CEAR登録] 環境審査員CPDコース 5時間	東京	10			17			
	大阪				30			
[移行対応][CEAR承認] 環境審査員CPDコース 5時間	東京	11	15					
	大阪		22					
ISO 14001:2015 改正規格移行コース STEP1:規格解説コース 1日	東京	24			25			
	大阪		1					
ISO 14001:2015 改正規格移行コース STEP2:移行実践コース 1日	東京	25			26			
	大阪		2					
ISO 14001:2015 構築基礎コース 2日	東京	31~11/1			22~23			
	大阪							
HACCPコーディネーター養成ワークショップ	東京				11~12	1~2	1~2	
	大阪					8~9	8~9	
[IRCA認定] FSMS審査員/主任審査員トレーニングコース 5日	東京							
	大阪							
FSMA・PCQI 研修コース 2日	東京	12~13	1~2	4~5	18~19	15~16	15~16	
	大阪	10~11	9~10		25~26	22~23	22~23	
	福岡	16~17						
JFS-E-C 規格解説コース	東京					1	14	
	大阪	27				27		
FSMS (ISO 22000:2005) ISO 22000の規格解説コース 1日	東京	31		4		7		
	大阪	11			17			
	札幌	5						
FSSC、ISO/TS 22002-1 規格解説コース 1日 ※過去1年以内[FSMS規格解説1日]受講者対象	東京		2	6		9		
	大阪				19			
	札幌	19						
FSMS/FSSC、ISO/TS 22002-1 規格解説コース 2日	東京	31/11/2		4・6		7・9		
	大阪	11・13			17・19			
FSMS (ISO 22000:2005) 内部監査員養成コース 1日 ※過去1年以内[FSMS規格解説1日]受講者対象	東京		1	5		8		
	大阪				18			
FSMS (ISO 22000:2005) 内部監査員養成コース 2日	東京	31~11/1		4~5		7~8		
	大阪	11~12			17~18			
	札幌	5~6						
FSSC 22000 内部監査員養成コース1日※過去1年以内以下どちらかの受講者対象 ■[FSMS規格解説1日] + [FSMS内部監査1日] + ■[FSMS内部監査2日]	東京		2	6		9		
	大阪				19			
FSSC 22000 内部監査員養成コース 2日 ※過去1年以内[FSMS規格解説1日]受講者対象	東京		1~2	5~6		8~9		
	大阪	12~13			18~19			
	札幌	19~20						
FSSC 22000 内部監査員養成コース 3日	東京	31~11/2		4~6		7~9		
	大阪	11~13			17~19			

コース	開催場所	開催日						
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	
品質マネジメントシステム	[JATA公認] ISO 9001:2015 内部品質監査員養成コース 2日	東京	19~20	28~29	12~13		1~2	22~23
		大阪			7~8			1~2
		仙台					28~3/1	
		郡山			19~20			
		名古屋			4~5			
		金沢				22~23		
		福岡				9~10		
	ISO 9001:2015 内部監査員のための改訂版差分研修セミナー	東京	10	20	19		21	
		大阪	17				1	
		福岡				9		
ISO 9001:2015 改正規格移行コース STEP1:規格解説コース 1日	東京		14		18			
	大阪				15			
ISO 9001:2015 改訂規格移行コース STEP2:移行実践コース 1日	東京		15		19			
	大阪				16			
ISO 9001:2015 構築基礎コース 2日	東京					13~14		
	大阪					13~14		
統合マネジメントシステム	ISO 14001:2015/ ISO 9001:2015 環境+品質マネジメントの統合化の基礎	東京						
		大阪		24				
	ISO 14001:2015/ ISO 9001:2015 EQ統合 内部監査員養成コース	東京				18~19	19~20	
	大阪		9~10					
情報セキュリティ	[JRCA承認] ISMS審査員研修コース 5日	東京					5~9	
		大阪					5~9	
	ISO 27001:2013 ISMS内部監査員養成コース 2日	東京	17~18	16~17	20~21	15~16	22~23	12~13
		大阪		14~15			15~16	
	ISO 27001:2013 差分研修 [JRCA登録 CPD研修コース (ISMS)] (5時間)	東京			18			
		大阪						
	ISMS構築基礎コース2日	東京	5~6				19~20	
		大阪		16~17				
	JRCA登録 CPD研修コース (ISMS) 7.5時間	東京						2
	情報セキュリティマネジメント規格の詳細解説 ~JIS Q 27001:2014の真意を読み解く!~	東京			12			
ISO/IEC 27004 規格解説	東京		21		11			
演習から学ぶISMS リスクアセスメント ~ISO 31000:2009 リスクマネジメント~	東京			22				
ISMSクラウドセキュリティ	[JRCA承認] ISO 27017:2016 ISMSクラウドセキュリティ審査員研修コース 2日	東京				11~12		
	[JRCA登録 CPD研修コース (ISMS)] ISO 27017:2016 ISMSクラウドセキュリティ規格解説コース1日	東京		28			15	
	大阪			27				
ITサービスマネジメントシステム	規格要求事項の解説 1日	東京					13	
	内部監査員養成コース 2日	東京					13~14	
アセットマネジメントシステム ISO 55001	[IRCA JAPAN 承認] アセットマネジメント審査員/主任審査員トレーニングコース 5日	東京	16~20				5~9	
		大阪						
	規格解説コース1日	東京		6		22		
		大阪		13				
内部監査員養成コース 2日	東京		7~8		23~24			
	大阪		14~15					
労働安全衛生マネジメントシステム	内部監査員養成コース 2日	東京			14~15			
		大阪						
	規格解説コース 1日 (内部監査1日目と共同)	東京			14			
		大阪						
	OHSAS+FDIS 内部監査員養成コース 3日	東京				15~17		
	大阪				24~26			
FDIS構築実務コース 2日	東京					5~6		
	大阪					19~20		

● JACOセミナーはJACOによる第三者認証とは直接関係ありません。

● 最新のスケジュールはJACO研修ホームページ

<http://www.jaco.co.jp/seminar/>にてご確認ください。

総合認証機関

JACO 出張セミナーのご案内



JACOのセミナーを出前いたします!

JACOでは、左記で行っているセミナーを出張にて実施します。全国どこへでもお伺いいたします。スケジュール及びカリキュラムはご要望に応じて調整が可能です。例えば、貴社会議室で開催することで、多くの従業員の方々に効率的に受講いただくことが可能となり、経済的なメリットもあります。社内教育の一環として、ぜひご活用ください。

JACOセミナーの講師は、いずれも経験豊富な審査員です。実際の審査経験に基づき実践的な研修を行います。また、事例をふんだんに盛り込んだ演習で、理解を一層深めていただくことができます。

下記に出張セミナーで
特にご好評いただいている
コースを紹介いたします。

品質・環境 2015年版規格関連セミナー

- ① **規格改訂における
経営層の心構え** マネジメント層の方むけに、2015年版規格を経営ツールとして活用していただくためのポイントをご紹介します。
- ② **2015年版
内部監査員
養成コース2日** 有効な内部監査を実施するため、規格の解説だけでなく、具体的な事例演習による身に付く監査手法でより有効なマネジメントシステムの構築、認証取得、維持を確実にする内部監査員を養成します。
- ③ **2015年版
内部監査員のための
改訂版差分研修1日** 旧規格と2015年版規格の差分を明確化し、2015年版規格に対応した内部監査のポイントに関してパフォーマンス向上の視点などを反映した演習を交えて解説します。旧規格の内部監査員資格を既にお持ちの方が、1日で効率よく研修いただけるようなカリキュラム構成です。
- ④ **新旧合体版
内部監査員
養成コース2日** ②と③を組み合わせたカリキュラムによって、旧規格の内部監査員資格をお持ちの方と、新たに内部監査員になれる方が一緒に受講できるコースです。2015年版に準拠した内部監査員を養成します。
- ⑤ **2015年版
規格移行コース
規格解説+移行実践** 2015年版規格への移行を円滑に進めるために、2015年版規格の詳細な解説及びシステム移行のために行うべきポイントを分かり易く解説します。

費用等詳細は右記URLへアクセス願います ▶▶▶▶ http://www.jaco.co.jp/pdf/business_trip_seminar.pdf

【セミナーに関するお問合せ先】E-mail: info-g@jaco.co.jp

(株)日本環境認証機構 研修事業部 TE.03-5572-1723 FAX.03-5572-1988 〒107-0052 東京都港区赤坂2-2-19 アドレスビル
(株)日本環境認証機構 関西支社 TEL.06-6345-1731 FAX.06-6345-1730 〒530-0003 大阪市北区堂島2-1-7 日販堂島ビル

事業所の所在地

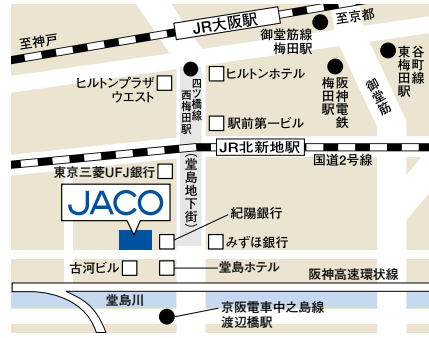


■本社(東京)

〒107-0052
東京都港区赤坂2-2-19 アドレスビル
TEL. 03-5572-1721
FAX. 03-5572-1730

交通案内

- 地下鉄 銀座線・南北線 溜池山王駅
下車 8番出口前
- 地下鉄 千代田線・丸ノ内線
国会議事堂前下車 徒歩6分



■関西支社(大阪)

〒530-0003
大阪市北区堂島2-1-7 日販堂島ビル
TEL. 06-6345-1731
FAX. 06-6345-1730

交通案内

- JR大阪駅下車 徒歩10分
- JR東西線 北新地駅下車 徒歩6分
- 地下鉄 御堂筋線 梅田駅下車 徒歩10分
- 地下鉄 四ツ橋線 西梅田駅下車 徒歩6分
- 京阪電車 中之島線 渡辺橋駅下車 徒歩4分

各種お問い合わせ・お申し込み

■新規にISOの認証取得をご検討のお客様は

■サーベイランス・更新審査の見積りや登録情報のご変更などに関することは

■営業部・西日本営業部

東京(営業部)	☎0120-248152	
	TEL.03-5572-1722	FAX.03-5572-1733
関西(西日本営業部)	TEL.06-6345-1731	FAX.06-6345-1730

■審査日程調整にかかわる事項に関することは

■営業部・西日本営業部

東京(営業部)	TEL.03-5572-1748	FAX.03-5572-1388
関西(西日本営業部)	TEL.06-6345-1732	FAX.06-6345-1730

■登録証発行に関することは

営業部	TEL.03-5572-1722	FAX.03-5572-1733
-----	------------------	------------------

■セミナー、書籍、ネットワークに関することは

研修事業部(東京)	TEL.03-5572-1723	FAX.03-5572-1988
研修事業部(関西)	TEL.06-6345-1731	FAX.06-6345-1730

■苦情やご要望に関することは

コンプライアンス室	TEL.03-5572-1741	FAX.03-5572-1731
-----------	------------------	------------------

■審査に関することは

〈EMS/QMS〉

審査本部(東京)	TEL.03-5572-1725	FAX.03-5572-1731
	TEL.03-5572-1727	
審査本部(関西)	TEL.06-6435-1732	FAX.06-6435-1730

〈ISMS/ITSMS/BCMS〉

ISビジネスユニット	TEL.03-5572-1745	FAX.03-5572-1731
------------	------------------	------------------

〈OHSMS〉

労働安全衛生審査センター	TEL.06-6345-1732	FAX.06-6345-1730
--------------	------------------	------------------

〈FSMS/FSSC〉

食品安全審査センター	TEL.03-5572-1727	FAX.03-5572-1731
------------	------------------	------------------

〈AMS〉

事業開発本部	TEL.03-5572-1726	FAX.03-5572-1731
--------	------------------	------------------

〈海外〉

国際審査センター	TEL.03-5572-1725	FAX.03-5572-1731
----------	------------------	------------------

■各種アセスメントサービスに関することは

事業開発本部	TEL.03-5572-1726	FAX.03-5572-1731
--------	------------------	------------------

編集後記

『JACO NEWS』33号も執筆者様他たくさんの方々にご協力いただき無事に発行することができました。有難うございました。ぜひご覧頂き、ご活用いただけると大変うれしく思います。これからも皆様への感謝の気持ちを忘れずに日々取り組んで参りたいと思います。今後ともよろしく願い申し上げます。(しい えす子)



掲載記事に対するご意見をお聞かせください。

E-mail:compliance@jaco.co.jp

JACOではホームページで各種情報をお届けしています。 <http://www.jaco.co.jp/>

総合認証機関

JACO

株式会社 日本環境認証機構

●この印刷物はエコマーク認定の再生紙を使用しています。 ●この印刷物は環境に配慮して植物油インキを使用しています。

